

要 望 書

令和 6 年 8 月 27 日

大 分 県 市 長 会

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

令和6年8月27日

大分県市長会会長

中野 五郎



大別中日佐臼津竹豊後杵宇豊後由国
分府中日佐臼津田伯杵久見築佐布東
市市市市市市市市市市市市市市市市

也紘典子明郎史弘夫悟治敏重治
信恭正美利五正昌敏 修文尊督
立野塚野中野川居木松永野馬井
足長奥椋田中石土佐永是川相松

要　望　書

以下のとおり要望します。

#7119 事業の実施について

#7119 事業は、住民が急な病気やケガの際に、看護師等が相談に応じる電話相談事業であり、住民が適時・適切な救急要請や医療機関の受診を行う上で極めて有効な事業である。すでに全国的な人口カバー率は 64.9% であり、全県で実施されている地域は、都道府県が事業実施主体となっている。

また、令和 3 年 3 月には、消防庁より、救急安心センター事業（#7119）の全国展開については都道府県単位で実施することが適當であることや、都道府県が実施主体となる、あるいは実施を主導することが示されるとともに、財政措置については現行の市町村に対する普通交付税措置を見直し、都道府県又は市町村の財政負担に対して、特別交付税措置を講じる旨が通知された。

さらに、令和 5 年 1 月には、厚生労働省から未実施地域を有する都道府県については都道府県全域での #7119 の早期実施に向け速やかに着手するよう通知されている。

本事業においては、救急車の適正利用に加えて夜間・休日など医療機関休診時の医療ニーズの受け皿として寄与するとともに、救急医療機関の受診の適正化が図れることなどの効果が期待できるため、本市が本年 10 月より先行して実施することとしているが、通勤、通学など市域をまたいで生活している住民も多く、県内で統一的に安心安全となる本事業の効果を享受できることが望ましい。

については、県内すべての住民が利用できるよう、対象地域を県内全市町村とし、県が実施主体となり全額県負担により導入するよう要望する。

要　望　書

以下のとおり要望します。

福岡県ドクターへリ運航に対する負担金の廃止について

平成 18 年に福岡県、佐賀県及び大分県による福岡県ドクターへリの共同運航が開始され、福岡県ドクターへリの運航対象地域となる日田市、中津市、玖珠町、九重町については、大分県との協定に基づき、運航実績に応じて大分県が福岡県に対して負担する運航経費の 2 分の 1 の額を大分県に負担している。

一方、平成 24 年に大分県全域を運航対象地域として運航が開始された大分県ドクターへリの運航経費については、全額を国と大分県が負担しており、市町村への財政負担は求められていない。

本市を含む県西部地域では、大分県ドクターへリによる大分大学医学部附属病院高度救命救急センターまでの運航時間が 18 分程度かかるのに対し、福岡県ドクターへリによる久留米大学病院高度救命救急センターまでの運航時間は 6 分程度短いため、救急患者の一刻も早い搬送・治療を行うことを重視し、救急患者のドクターへリの要請については、福岡県ドクターへリによる運送を基本としている。

また、県西部地域の医療機関は、福岡県内にある高度医療機関等との関わりが深く、転院搬送も福岡県ドクターへリを利用する多いため、県内の他の医療圏ではかかるないドクターへリの運航に関する費用が市として大きな財政負担となっている。

以上のことから、三次救急医療体制の充実のため、県民のドクターへリ利用については、福岡県ドクターへリを利用する場合であっても、国と県で費用を負担するよう要望する。

要　望　書

以下のとおり要望します。

県内への人口誘導戦略としての 「大分にこにこ保育支援事業」の拡充について

就労人口の減少、社会経済活動に停滞を招く急激な少子化は、現在大きな社会問題になっている。少子化の原因の1つとして、子どもを育てやすい（＝保育施設が利用しやすい）環境になっていない点が挙げられる。

子どもを育てやすい環境をつくり、少子化に歯止めをかけることは、我が国が直面している最大の危機からの回避であり、市として最優先で取組むべき課題である。

については、本県の少子化と子育て支援対策として、加えて、子育て世帯の転入促進あるいは転出防止といった効果を期待した移住・定住・人口増対策として、「大分にこにこ保育支援事業」の拡充による第1子保育料無償化に対する財政支援を要望する。

要　　望　　書

以下のとおり要望します。

「大分県こども医療費助成事業」における 助成対象範囲の拡大について

大分県では、未就学児の入院・通院及び小中学生の入院に係る医療費、令和6年4月からは高校生世代の入院・通院に係る医療費を助成する「こども医療費助成事業」を実施しており、その助成に要する費用は県と市町村が2分の1ずつ負担している。これは、県が市町村と共同で子育て世帯の経済的な負担を軽減しようとするものである。

しかしながら、これまで県は、財政状況を勘案し、子育て世帯に負担の大きい、小中学生の通院に係る医療費までは助成していない。このため、県内の市町村は、限られた財政状況の中、小中学生の通院に係る医療費を単独事業で助成している状況であり、その費用負担は大きく、助成対象範囲、内容については、市町村ごとで差異が生じている。

については、昨年9月に提出した「『大分県子ども医療費助成事業』の拡大について」の要望等を踏まえ、助成対象に高校生の入院・通院を加えたことは承知しているが、まだ、小中学生の通院が残されており、県内どこに住んでも等しく同じサービスが受けられ、格差が生じないことが望ましいことから、助成対象に小中学生の通院を加えるよう強く要望する。

要　望　書

以下のとおり要望します。

大分県の自然環境と再生可能エネルギーとの 共生に関する条例の制定について

世界規模での電力の構造的転換が図られている中、再生可能エネルギーの普及拡大は必要不可欠であるが、近年、大分県では、大規模な再生可能エネルギー施設の導入事業が急速に進められており、事業の実施に伴う地域問題が顕在化している。

地域問題の解決に際し、市町村域を越える事業では、自治体間で対応に差が生じ、連携にも限界があるため、自然環境と再生可能エネルギー施設が持続可能な形で共存共栄していくためには、県域レベルでの政策が必要である。

大分県内における再生可能エネルギー事業の実施に際しては、県が主体となって、地域との合意形成を円滑に築くためのプロセスや、再生可能エネルギー施設の立地に係るゾーニングを中心として、合意形成が必要な利害関係者の範囲、規制対象とする施設の種別や要件、県と市町村の関係、罰則のあり方など、必要な環境政策の整理・検討を進め、自然環境と再生可能エネルギーの持続的な共生に向けたルール作りを進める必要がある。

については、大分県の豊かな自然環境と、普及拡大が必要不可欠な再生可能エネルギー施設とが共生できる社会を目指し、既に取組が進んでいる青森県、宮城県等を参考に、県条例の制定に向けた取組を進めることを要望する。

要　望　書

以下のとおり要望します。

「小規模集落等水源整備支援事業」の継続について

「小規模集落等水源整備支援事業」は、水道未普及地域における水問題の解決のため、市町村が実施する小規模給水施設整備等に係る経費について、県が1／2を補助（補助金上限額600万円）するものであるが、令和6年度をもって事業が終了となる予定である。

しかしながら、水道事業が行き届かず、地域ごとに独自の水源等を維持管理しながら生活している小規模集落は、依然として県内に多数存在する。

自治体独自の補助制度を活用し、軽微な工事には対応しているものの、過疎化・高齢化が進んでいる小規模集落において、高額な工事費を伴う事業を実施することは困難な状況の中、生活用水の水量不足や水質不良、管理の担い手の減少、現有施設の老朽化等の問題が、恒久的に発生することが想定されている。

については、今後においても「水」の確保が必要な集落からの要望は続いていることから、令和7年度以降も本支援事業を継続することと、併せて、老朽設備の更新を対象事業に加えるとともに、近年の物価及び人件費の高騰により事業費が増加傾向にあるため、補助金上限額の拡大及び予算枠の拡充を要望する。

要　望　書

以下のとおり要望します。

文化財の保護・保存・整備・活用に係る 県補助金の拡充について

本県は豊かな自然に恵まれ、各地に先人たちが遺した文化遺産や、時を越えて受け継がれてきた伝統芸能など、貴重な文化財が数多く存在する。

こうした文化財は、長く培われた郷土の歴史や文化等を正しく理解するためにも必要不可欠なものであり、先人たちの営みを学びとることで、私たちの生活や文化の向上・発展に寄与するものとなる。

県内各自治体は、貴重な文化財の保護・保存・活用を図るために史跡等の公有化・整備、指定文化財の保存修理、埋蔵文化財の発掘調査等を鋭意進めているところである。

しかしながら、令和4年9月の台風14号や同5年7月の梅雨前線豪雨などにより被災した文化財の劣化・損傷が進み、早急な保存対策や修理費等に多額の費用を要しており、経年劣化で傷んだ文化財の長期にわたる保存修理などにより、財政逼迫の状況下において各自治体にとっては、重い負荷となっている。

また、建設労務単価などの人件費等がこの10年余りの間に大きく上昇したことを主因として、史跡整備や文化財建造物の保存修理等に係る事業費が高騰していることも、文化財保護政策の円滑な推進に多大な影響を及ぼしている。

こうした中、市町村が行う国庫補助事業に対する県費の随伴補助の補助率は、平成16年度以降で10%から8%以内へと引き下げられ、申請額に対する補助額も減額される状況が多くなっている。

特に、県指定建造物の中には、現状で県補助金の十分な予算確保がなされていないため、所有者が居住しているにも関わらず、根本修理が行えず居住者の安全確保が危ぶまれる事態となっている。

さらに、市町村が所有する文化財の保護事業の場合には、補助率が1/3以内と低いうえに単年度あたりの上限額も150万円と据え置かれたままであり、文化財の保存活用等を進めようとする各自治体の費用負担は増大している。

このようなことから、地域の貴重な文化遺産を後世に適正な形で保存・継承していくためには、『大分県文化財保存活用大綱』に記されているとおり、文化財保護政策における国庫補助事業に対する県の随伴補助や、県指定文化財に対する保存事業の県費補助が重要であることから、補助金制度の財源確保・維持に加え、補助率の拡充及び上限額の引き上げを強く要望する。

